

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担の国基準額のイメージ（月額）

机上配布①

下段は桑名市の保育料
(減免措置を控除した額)

この基準額を上限として市町村が設定する。

(国の資料をもとに作成)

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
①生活保護世帯	—	0円 【0円】	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	4,900円 【3,000円】	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	6,600円 【5,500円】	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	6,600円 【5,500円】	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	6,600円 【5,500円】	25,700円

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料（公立は上段のみ）：実際の保育料等の全国の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※推定年収は夫婦（片働き）と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安（年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定）

※①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※なお、現在、市町村が定める利用者負担よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。